

令和4年1月21日

保護者様

朝霞市立朝霞第四中学校
校長 稲泉 功

まん延防止等重点措置に伴う部活動の対応について

大寒の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろより本校の教育活動に対して、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染の拡大が見られる中で、本市も、まん延防止等重点措置の適用地域となることが決定いたしました。このことを踏まえ、本校における部活動について下記のとおり対応いたします。

今後につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び生徒の安心と安全の確保を最優先した部活動を実施してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

記

- 1 期 間 令和4年1月21日（金）から令和4年2月13日（日）
（まん延防止等重点措置実施期間）
- 2 活動日数及び時間等について
 - (1) 令和4年1月21日（金） ～1月31日（月）朝練習 **活動禁止**
 - (2) 令和4年1月31日（月）午後練習 ～2月13日（日）

活動日数	活動時間	朝練習	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
・平日4日以内 ・週休日及び休日の活動は禁止	2時間以内	禁止	禁止	禁止

- 3 感染防止措置
 - ・健康観察を徹底するとともに、本人や同居家族に体調不良がある生徒の活動参加は禁止する。
 - ・活動中は、換気を徹底し、手洗いや消毒を実施する。
 - ・飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触がある活動）は原則行わない。
- 4 その他
 - ・重点措置実施期間中の部活動の実施にあたっては、保護者の同意を得たうえで実施します。
 - ・全国大会や関東大会（及びその予選会）やコンクール（定期演奏会を含む）に出場する場合は、当日から起算して14日前から、「朝霞市中学校における部活動方針」に基づき、感染対策を徹底した上で、最小限の活動とします。この場合における合同練習や練習試合等については、自校を含めて2校のみでの活動とし、県外の学校との活動は行いません。